

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成21年
7月31日
(金曜日)

目次

告示
土地改良区定款変更の認可(農村整備課).....一
遊漁規則の変更認可(水産振興課).....一
公告
大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課).....二
平成二十一年度採石業務管理者試験の実施(新産業振興課).....三
農地保有合理化事業規程の変更の承認(農業経営課).....四
公安委公告
一般競争入札の実施.....四



山口県告示第三百十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年七月三十一日

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称
山口北部土地改良区

認可年月日
平成二一、七、二一

山口県告示第三百十四号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第三項の規定に基づき、遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年七月三十一日

山口県知事 二井 関成

- 一 漁業権者の名称及び住所
島田川内水面漁業協同組合 岩国市玖珂町六二六九
- 二 漁業権の免許番号
内共第六号
- 三 変更の内容
遊漁料の額

魚種	変		更				遊漁者の区分	期間	遊漁料
	漁具、漁法	遊漁者の区分	中学生	大人	一年	一日			
あゆ、なぎ、なやい、ます	籠	手釣、竿釣、たも網	中学生	大人	一年	一日	千円		
うなぎ	投網	籠	全遊漁者	全遊漁者	一年	一日	千五百円		
	石倉		全遊漁者	全遊漁者	一年	一年	七千円		
							一個につき五百円		

備考 小学生以下の者は無料とし、肢体不自由者に係るあゆ、うなぎ、かに、こい、はや、ふな又はますの手釣、竿釣、たも網又は籠の遊漁料の額は中学生の当該遊漁料の額と同額とする。

備考	うなぎ	なやい、に、な、あ ますふはこかう				魚種	変更後
	石倉 <small>いしぐら</small>	投網	籠 <small>かご</small>	手釣、竿釣、たも網	漁具、漁法	遊漁料	
	一年	一年	一日	一年	一日	期間	
	一個につき千五百円	一万円	二千円	五千円	千円		

四 変更後の遊漁規則の施行の日
平成二十一年八月一日

- 一 漁業者の名称及び住所
阿武川漁業協同組合 萩市大字橋本町二二
- 二 漁業権の免許番号
内共第十八号
- 三 変更の内容
禁止区域及び期間の追加

魚種	区	域	期
あゆ、なぎ、はかう	萩市川上江毛九郎堰下流から上流三百メートルまでの阿武川及び蔵目喜川	萩市大字川島岡部堰から下流同大字中津江橋下流端まで	九月一日から九月二十日まで 九月二十日から十月三十一日まで

四 変更後の遊漁規則の施行の日
平成二十一年八月一日



(二四五) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十一年七月三十一日から同年十一月三十日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。
平成二十一年七月三十一日
山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 まんが倉庫宇部店
所在地 宇部市中央町三丁目一九六〇の三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
日本貨物鉄道株式会社 東京都千代田区飯田橋三丁目三番一号 伊藤 直彦

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前一〇時	午前零時
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	翌日の午前二時	午後二時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時三〇分から翌日の午前二時三〇分まで	午前零時から午後二時まで

四 届出年月日
平成二十一年七月十日
五 変更年月日
平成二十一年七月十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 まんが倉庫宇部店
 所在地 宇部市中央町三丁目一九六〇の三
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 日本貨物鉄道株式会社 東京都千代田区飯田橋三丁目三番一号 伊藤 直彦
 三 変更に係る事項
 四 駐輪場の位置
 届出年月日
 平成二十一年七月十日
 五 変更年月日
 平成二十一年七月十一日

(二四六)平成二十一年度採石業務管理者試験の実施

採石法(昭和二十五年法律第一百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定により、
 採石業務管理者試験を次のとおり実施します。
 平成二十一年七月三十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 試験の日時
 平成二十一年十月九日(金曜日)午前十時から正午まで
- 二 試験の場所
 山口市滝町一番一号 山口県庁共用第二会議室及び共用第三会議室
- 三 受験資格
 年齢、性別、職歴、学歴等特別の制限はない。
- 四 試験の科目
 (一) 岩石の採取に関する法令(環境保全関係法令を含む。)
 (二) 岩石の採取に関する技術的な事項
- 五 受験願書の受付期間
 平成二十一年九月九日(水曜日)から同月三十日(水曜日)まで(郵送の場合は、
 九月三十日までの消印のあるものは、有効とする。)
- 六 受験願書等の提出先
 山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)山口県商工労働部新産業振興課
- 七 提出書類

- (一) 受験願書
- (二) 写真(縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記入すること。)
- 八 受験手数料
 八千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 九 合格者の発表等

- (一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。
- (二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部新産業振興課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。
- 十 その他

(一) 受験願書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部新産業振興課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「採石業務管理者試験願書 部請求」と朱書きし、次の表に掲げる受験願書等の請求部数に応じた金額に相当する切手をはったあて先明記の返信用封筒(縦三十センチメートル以上、横二十二センチメートル以上)を同封すること。

受験願書等の請求部数	金額
一部	百二十円
二部以上三部以下	百四十円
四部以上六部以下	二百円
七部以上十一部以下	二百四十円
十二部以上二十三部以下	三百九十円

(二) この試験についての問合せは、山口県商工労働部新産業振興課(電話〇八三―九三三―三三五)にすること。

(二四七) 農地保有合理化事業規程の変更の承認

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第一項の規定により、農地保有合理化事業規程の変更を次のとおり承認しました。

平成二十一年七月三十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 農地保有合理化法人の主たる事務所の所在地及び名称
美祢市大嶺町東分三四四三の一
- 二 山口美祢農業協同組合
- 三 農地保有合理化事業の種類
農地売買等事業



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十一年七月三十一日

山口県知事 二井 関 成

一 入札に付する事項

次に掲げる物品の借入れ

(一) 物品の名称及び数量

運転免許電子ファイリングシステム 一式

(二) 物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 使用期間

平成二十一年十二月一日から平成二十六年十一月三十日までの間

(四) 使用場所

山口県総合交通センター

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十九年山口県告示第三百五十六号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十一年山口県告示第五十七号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部交通部運転免許課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部交通部運転免許課

(三) 受領期限

平成二十一年九月八日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十一年九月九日午後一時三十分)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部入札室

(二) 日時

平成二十一年九月九日午後一時三十分

七 入札保証金

(In case of bringing a tender: 1:30 P.M., September 9, 2009)

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
- (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者
山口県知事 二井 関成
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否
要
- (四) 契約保証金
免除する。
- (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。
- (六) 詳細については、山口県警察本部交通部運転免許課(電話〇八三一九七三一二九〇〇)に問い合わせる。』

十一 Summary

- (1) Division in charge of contract: Finance Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
- (2) Nature and quantity of the products to be leased: An electronic filing system set for driver's licenses
- (3) Use term: From December 1, 2009 to November 30, 2014
- (4) Use place: Yamaguchi Prefectural General Traffic Center
- (5) Section in charge of procurement and contact point for the notice: Driver's License Division, Traffic Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
3560-2 Ogori-shimogou, Yamaguchi City (Tel. 083-973-2900)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., September 8, 2009

平成二十一年七月三十一日
印刷發行

發行人所

山口県知事
山口市